

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

	担当課	砂防課	検索番号	2
法令名	砂防法	根拠条項	第16条	
不利益処分	原因行為者に対する砂防工事の費用の負担命令			
(根拠規定)				
法第十六条 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ関シ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得但シ河川法第六十八条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス				
愛媛県砂防指定地管理条例				
(原状回復)				
第16条 許可を受けた者は、当該許可の期間が満了した場合又は第14条の規定により当該許可がその効力を失った場合若しくは前条の規定により当該許可が取り消された場合においては、速やかに当該許可に係る土地又は砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると知事が認めた場合においては、この限りでない。				
2 知事は、許可を受けた者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。				
(処分基準)				
行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)				
六 不利益処分に係る処分基準の策定について				
2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について				
(2) 第一六条(原因行為者の工事費用負担命令)の処分基準について				
砂防工事の必要を生じさせた他の工事、作業その他の行為の費用負担者に当該砂防工事の費用を負担させるに当たっては、当該砂防工事が砂防法第八条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を都道府県知事等が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させること。				
(その他)				